

野田市直営保育所 I C T 導入及び運用保守業務委託(長期継続契約)

に係る公募型プロポーザル募集要項

1 目的

本要項は、野田市(以下「本市」という。)が実施する野田市直営保育所 I C T 導入及び運用保守業務委託(長期継続契約)(以下「本業務」という。)に際し、専門的知識を有し、当該事業の履行に最も適した契約の相手方となる候補者(以下「契約候補者」という。)を公募型プロポーザル方式により募集及び選定することについて必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

野田市直営保育所 I C T 導入及び運用保守業務委託(長期継続契約)

(2) 目 的

野田市直営保育所 3 園への保育 I C T (以下「本システム」という。)の導入により、保育所の登降園管理や出欠連絡を始めとする保育所業務等をデジタル化することで、保護者負担の軽減並びに保育の質の向上を図ることを目的とする。

詳細については、野田市直営保育所 I C T 導入及び運用保守業務委託(長期継続契約)仕様書を参照のこと。

(3) 履行期間

導入期間 契約締結日の翌日から令和 6 年 11 月 30 日まで

運用期間 令和 6 年 12 月 1 日から令和 11 年 11 月 30 日まで

※令和 6 年 12 月 1 日からの 1 か月を仮運用期間とする。(施設の都合でずれる場合あり)

※本システムの利用期間は、令和 6 年 12 月から令和 11 年 11 月(5 年)までを想定しているため、同期間は継続して利用が可能であること。

(4) 提案限度額 金 10,001,000 円

(システム利用料、インターネット回線開通工事・インターネット利用料、機器・付属品調達)(消費税等相当額を含む)

なお、令和 6 年度については 1,735,000 円を限度額とする。

※本金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。また、上記金額には本業務に必要な全ての経費を含む。

※見積金額が提案限度額を超えた提案者は失格とする。

(5) 選定方法 公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

3 選定方式

企画提案書等による公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する事業者（以下「応募者」という。）は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 野田市入札参加資格業者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 野田市建設工事等請負業者等指名停止措置要綱の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。なお、参加申込書類の提出期限から契約候補者が特定するまでの期間に、本市から指名停止措置を受けた者は、参加資格を失う。
- (4) 野田市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 5 月 11 日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年を経過していること又は当該入札日前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出していないこと。
- (8) 過去 5 か年度（令和元年度から令和 5 年度）において、公立保育所を運営する他の地方公共団体において、10 団体以上への導入・運用実績を有すること。

なお、導入・運用実績は、保育所における保育業務を総合的に支援するシステムの実績とする。

5 プロポーザルに関する日程

事 項	日 程
募集要項・仕様書等の公表（公告・HP）	令和 6 年 7 月 18 日（木）
質問書の提出期限	令和 6 年 7 月 29 日（月）
質問書に対する回答期限	令和 6 年 8 月 2 日（金）

参加申込書の提出期限	令和6年8月14日（水）
企画提案書及びその他提出資料の提出期限	令和6年8月21日（水）
プロポーザル実施日	令和6年8月26日（月）
審査結果の通知	令和6年9月上旬
契約予定日	令和6年9月下旬

6 募集要項の公開、質問、参加申込

プロポーザルの手続に使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（1）募集要項・仕様書等の公開

①期 間 令和6年7月18日（木）から野田市ホームページで公開

（2）質問

①受付期間

令和6年7月18日（木）から令和6年7月29日（月）午後5時15分まで

②提出方法

「質問書（様式1）」を使い、電子メールにて子ども保育課に提出

電子メールアドレス：hoiku@mail.city.noda.chiba.jp

※件名は「【参加希望者名】野田市直営保育所ICT導入及び運用保守業務委託（長期継続契約） 質問書」とすること。

※受付期間を過ぎた質問のほか、電話や訪問による質問は受付けない。

※提出後、子ども保育課に電話にてその旨を伝えること。（閉庁時間に提出した場合は翌開庁日に連絡すること）

※開庁時間 土・日曜、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

電話：04-7199-4477（子ども保育課管理係直通）

③回答期限

令和6年8月2日（金）

④回答方法

電子メールで回答（野田市ホームページにて回答を公開）

（3）参加申込方法

①提出書類

次の必要書類を添えて提出すること。なお、様式は野田市ホームページ「事業者向け情報」の「入札情報」の「入札等の情報」に「野田市直営保育所ICT導入及び運用保守業務委託（長期継続契約）事業者選定プロポーザルについて」において掲載する。

- ア 参加申込書（様式 2）
- イ 事業者概要書（様式 3）
- ウ 業務実績調書（様式 4）

過去 5 か年度（令和元年度から令和 5 年度）において、公立保育所を運営する他の地方公共団体における 10 団体以上への導入・運用実績を記載。

エ 納税証明書（提出日前 3 か月以内に発行されたもの）

- ・ 国税の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書）
- ・ 法人市民税の納税証明書（最新事業年度のもの）

②提出方法

ア 持参の場合

提出先 野田市役所健康子ども部子ども保育課（高層棟 2 階）

提出時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※土・日曜、祝日を除く。

イ 郵送の場合

郵便番号 278-8550

所在地 野田市鶴奉 7 番地の 1

宛先 野田市健康子ども部子ども保育課

③提出期限

令和 6 年 8 月 14 日（水）午後 5 時 15 分まで（必着）

④提出部数 各 1 部

7 企画提案書等の提出

応募者は、募集要項及び仕様書、質問の回答を熟読し、仕様書等の目的及び期待される効果等を踏まえ、次に掲げるものを「企画提案書」として提出すること。

また、様式は野田市ホームページからダウンロードすること。

（1）提出書類

提案書類は以下の資料をまとめて 1 部の「企画提案書」とし、正本 1 部、副本 7 部を提出すること。

①企画提案書（様式 5）

②申立書（様式 6）

③企画提案概要説明書（様式 7）

企画提案概要説明書（様式 7）は所定の様式を使用し、項目ごとに実施概要を記載することとし、参考資料を用いて詳細な説明を行う際は、各実施概要に対応する資料の番号のページ数も記載すること。

企画提案概要説明書の記載事項の詳細は次のとおりとする。

ア 業務全体に対する基本的な考え方

- イ システムの操作性
- ウ 導入効果
- エ 児童の安全を守るための提案
- オ 導入支援・研修
- カ セキュリティ等
- キ スケジュール

- ・作業項目ごとに、週単位で工程を提示すること。
- ・本業務に係る全ての工程スケジュールを提示すること。

ク 業務実績

④仕様書要件一覧に対する回答（A3版縦折り込み）

（仕様書別表1）要件一覧表の対応状況について、「対応状況選択欄」で対応可○、対応不可×、その他（備考欄に詳細を記入すること）を選択する。必須項目については○又は×を選択すること（△不可）。

必須機能において×が1項目でもある場合は、失格となるので留意すること。また、代替案又はカスタマイズについても保護者負担や職員の業務量が増える等、効率的な提案でないと判断した場合は減点対象となる。

⑤見積書（様式8）

消費税及び地方消費税を除いた金額及びその詳細な内訳を記載した次の書類を提出すること。

- ・今年度（システム利用料、インターネット利用料については令和6年12月1日から令和7年3月31日まで）に係る費用の見積書

※提案限度額を超えないこと。

- ・次年度以降

令和7年度から令和11年度までの費用の見積書（システム保守・運用、インターネット利用料、ウイルスバスター利用料）

（令和11年度については令和11年4月1日から令和11年11月30日まで）

（2）提出期限 令和6年8月21日（水）まで（必着）

※ 土・日曜、祝日の受付は行わない。

※ 受付時間は、期間中、午前8時30分から午後5時15分まで。

※ 提出期間後の受付はしない。期限までに提出されない場合は失格とする。ただし、期間内に提出された書類のうち、追加書類を市が求めた場合はこの限りではない。

（3）提出方法 持参または郵送（書留郵送に限る。）

- (4) 提出先 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7-1
野田市役所 2 階 健康子ども部 子ども保育課

(5) 提出書類作成の留意事項

企画提案書については、次の事項を遵守すること。

- ①企画提案は、1 者 1 提案とする。
- ②企画提案書は、A 4 版縦、両面カラー印刷、40 ページ以内（表紙・裏表紙・目次を除く）、下部中央にページ番号を記入し、長辺を綴じること。なお、一部、A 3 版を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折にして綴じこむこと。但し、A 3 版 1 枚につき、2 ページ分とみなすものとする。
- ③企画提案書等の作成及び提出に要した経費は、すべて参加者負担とする。
- ④代理人を定める場合は委任状（様式 9）も提出すること。
- ⑤郵送の場合は、提出期限までに子ども保育課に到達したものに限るので、必ず到達の有無を電話で確認すること。

8 プレゼンテーションの実施

参加者を対象に次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、欠席した場合は、参加を辞退したものとみなす。

- (1) 実施日 令和 6 年 8 月 26 日（月）

※開催時間等の詳細は参加者宛に通知する。

- (2) 実施場所 野田市役所 2 階 中会議室 1
- (3) 参加人数は 4 名までとする。なお、今後実務を担当することになる者を同席させること。
- (4) 1 者の持ち時間はプレゼンテーションに 30 分、質疑応答に 15 分の合計 45 分とする。なお、事前準備、後片付けの時間は含まない。
- (5) プレゼンテーションの際、プロジェクターとスクリーン及びケーブル（HDMI）は用意するが、それ以外の必要な機材は参加者が用意すること。
- (6) プレゼンテーションは提出した企画提案書により行うこととし、追加の資料配付及び投影は認めない。ただし、企画提案書の内容をわかりやすく説明するため、システムの画面や帳票サンプルなどを投影しながらデモンストレーションを行うことは可能とし、内容については提案者に一任する。

9 審査及び選定方法

- (1) 選定方法

企画提案書の審査及び選定は、野田市直営保育所 ICT 導入及び運用保守業務委託

(長期継続契約)における事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置して、本実施要領で定めた基準及び審査方法により、企画提案書について総合的に審査を行い、その結果に基づいて最高得点者を本業務の契約候補者として選定する。なお、「企画提案書」を提出した者が1者の場合でも審査を実施し、選定の可否を決定する。

(2) 欠格事項

企画提案の参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には失格とし、直ちに本業務の受託資格を失う。

- ア 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
- イ 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合
- ウ 地方自治法施行令 167 条の 4 の規定に該当した場合
- エ 企画提案書の提出期限以降において、指名停止の措置を受けた場合
- オ 本募集要項等において示した内容に違反又は逸脱した場合
- カ 審査の公平性を害する行為があった場合
- キ その他、選定委員会又は市が不適格と認めた場合

(3) 審査基準

「野田市直営保育所 I C T 導入及び運用保守業務委託(長期継続契約)に関する公募型プロポーザル審査基準について」に従い評価、採点し、選定委員 1 名当たり 100 点満点、合計 500 点満点で各委員の総合評価点が最も高い得点を得た参加者を契約候補者として選定する。また、総合評価点の最高得点者が 2 者以上あるときは、「児童の安全を守るための提案」の評価点の高い者を第 1 位候補者とし、それも同点の場合は抽選とする。ただし、候補者となっても、見積書(価格評価点)以外の評価点(満点 450 点)の 60%(270 点)を超えない場合は失格とする。なお、審査基準は別紙「評価基準」のとおりとする。

(4) 選定結果通知

選定結果は、電子メールで通知する。なお、選定結果に対する一切の異議申立ては受け付けない。

(5) 契約の締結

契約候補者と業務に係る随意契約の見積徴収、企画提案書、仕様書等の契約交渉を行うものとする。ただし、契約候補者に事故等があり、見積書等の徴収が不可能となったときは、次順位者を契約交渉、見積徴収の相手方とする。

10 その他

- (1) 審査書類等は特別の場合を除き返却しない。また、審査書類は原則非公開とするが、本案件に係る情報公開請求があった場合には、野田市情報公開条例に基づき開示する場合がある。なお、開示に支障がある場合は、あらかじめ申し出ること。

- (2) 提出期限以後の企画提案書等の修正は認めない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので、本市が指示するものは除く。
- (3) 協力事業者等を置く場合は、協力事業者等に本業務の全部を委託し、又は請け負わせないこと。
- (4) 参加申込後にやむを得ず参加申込を辞退する場合には、速やかに辞退届（様式 10）を野田市に書面で提出すること。

1 1 問合せ先

野田市 健康子ども部 子ども保育課

所在地 〒278-8550 千葉県野田市鶴奉 7 番地の 1

電 話 04-7199-4477（子ども保育課 管理係直通）

メールアドレス hoiku@mail.city.noda.chiba.jp